

2024年 4月 3日

国土交通大臣
齊藤 鉄夫 殿

一般社団法人雅楽協会

雅楽の楽器「箏箏」に必要なヨシの確保に関する要望

国土交通省におかれましては、通称「鶺鴒のヨシ原」(大阪府高槻市の淀川右岸のヨシ原。上牧町・道鶺鴒町に広がる約75haのエリア。国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所 高槻出張所の管轄)において、近年の河川改修により河川水位が低下したことから地表面の乾燥化が進み、ヨシ群落面積が減少しヨシ原の衰退が進む状況に対し、自然再生を目的に、ヨシ原保全の取組みとして、1996年より導水による対策、2005年より高水敷切り下げ対策を実施頂いたことに深く感謝致しております。

雅楽の主旋律を担う楽器、箏箏(ひちりき)に使用される蘆舌(ろぜつ=吹き口、リード)は植物のヨシ(=葦)から作られており、自生するヨシが古来使用され、現在も箏箏用として鶺鴒で育つヨシが宮内庁式部職楽部に納められ、また多くの民間の演奏者も鶺鴒産のヨシを必要としています。

「雅楽」は現在も宮中・神社・仏閣等の祭祀で用いられ、また高度な芸術性を備えた芸能として劇場等でも実演され、日本の各地域においても固有の雅楽伝承が存在し、重要無形民俗文化財に指定されているものも少なくありません。

1955年に宮内庁式部職楽部の楽師が演奏する雅楽は国の重要無形文化財に指定され、楽師は重要無形文化財保持者に認定されています。また、2009年にユネスコ無形文化遺産保護条約「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に記載されました。このように雅楽は、私たち国民の共有財産であり、継承されていくべき我が国の文化として国際的にも認知されており、世界の財産とも言えます。文化芸術基本法において、「国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。」とあり、雅楽は施策の対象となっています。

しかしながら、国土交通省が実施するヨシ原保全の取り組みは、ヨシ原を水域環境に戻すことにより水域のヨシ(水ヨシ)を再生するもので、箏箏の蘆舌には通常時は冠水しない場所に生育する陸域のヨシ(陸ヨシ)を使用するため箏箏用ヨシの確保にはつながっていません。また、つる植物による被圧等から、箏箏用ヨシの生育は年々難しくなり、需要を満たせない状況となっています。ヨシ原は遷移が進むと異なる植生に変わるため、人為的な管理が必要とされており、1950年代から地域住民によりヨシ原焼きが実施され、2022年から民間有志により箏箏用ヨシの成長を妨げる植物の除去作業を実施していますが、費用や人手の課題などから、除草作業については継続的な活動が困難です。

日本の文化芸術を次世代へつなげるために、鶺鴒の箏箏用ヨシについて以下のとおり要望します。

- 1) 大阪府高槻市の淀川右岸の「鶺鴒のヨシ原」の再生と管理・保全の継続強化を要望します。
- 2) 従来の措置に加えて、文化芸術の保護及び振興の観点から雅楽を継承するために、箏箏に使用するヨシの生育に資する管理・保全を要望します。

以上